

# 市内中学校におけるいじめ重大事態に関する 調査報告書（概要版）

2023（令和5）年11月27日  
甲賀市教育委員会

\*本報告書は、令和5年（2023年）10月16日に、甲賀市子どものいじめ問題対策委員会の答申書ならびに甲賀市教育委員会で作成した対策を基に、個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報に最大限配慮して概要版として作成したものである。

## 第1 いじめ調査の進め方

2022（令和4）年6月、市立A中学校（以下、単に「学校」という。）1年に在籍していた被害生徒が、教育相談に際し、担任に、加害生徒から嫌がらせをされた、筆箱をとられた旨訴えた。同年11月からは欠席が出始め、2023（令和5）年2月20日からは、出席停止2日を挟んで連続して欠席していた。被害生徒の母親から学校に、被害生徒が加害生徒から嫌がらせを受けている旨父親に話しているのに対応して欲しいとの電話が入った。学校は、被害生徒の保護者の要望により、被害生徒側（被害生徒の両親）と加害生徒側（加害生徒および加害生徒の両親）との間で謝罪等を目的とした話し合いの場を持つこととなった。新学年となってからも、被害生徒が身体的な不調を強く訴えることが続き、早退や不登校も断続的に続いていた。同年6月8日、学校の要請を受けた甲賀市教育委員会（以下、単に「教育委員会」という。）は、本件を重大事態と認定し、同月22日、甲賀市子どものいじめ問題対策委員会（以下、「当委員会」という。）に本件概要を報告し、同委員会に調査を依頼した。

## 第2 いじめの認定について

いじめ防止対策推進法（以下、単に「法」という。）第2条は、「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的な又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定める。同様の定義は、甲賀市いじめ防止基本方針および学校でのいじめ防止基本方針でも記載されている。

当委員会は、学校に対して早期からの対応を促すものであるから、法の定義に沿っていじめを認定することとした。法の趣旨を異にする民法上の不法行為や刑法上の犯罪に直ちに該当するものではないこと、また、「いじめ」と結果との間に因果関係が認められても、結果の原因は「いじめ」のみにあると認定したものであることを付言する。

## 第3 答申

### 1 調査の結果

#### (1) いじめの事実認定

##### ①文具等を取る行為について

現時点では、加害生徒が被害生徒の文具を窃取したとの事実は認定出来ない。期間は、1学期半ばから3学期までと認定した。頻度については、「1週間に1～2回」との加害生徒の供述から、被害生徒が文具を取られる行為が毎週のようにあったとまでは推測できる。

##### ②上腕を叩く行為について

事実を認定できる。期間は、終期は3学期と認定した。他方、始期については明確とはならず、加害生徒が認める2学期半ばからと認定した。頻度についても、前記同様、ほぼ毎週のようにあったという程度の

認定しか出来ない。被害生徒が嫌がっていたことを少しは理解していた旨供述しており、いじめと認定した。

### ③背中を急に押す行為について

加害生徒もこれを認めている。少なくとも2学期に3回、3学期に1～2回はあったとの認定しか出来ない。受け止める被害生徒には苦痛感しかなく、いじめと認定することができる。

## (2) いじめの背景について

加害生徒、被害生徒との人間関係および学校の対応の問題などが含まれていると推測される。加害生徒は、自分の考えや気持ちもうまく言葉にできないこと。その時には、行動で自分の気持ち（いらだちや怒り、親密感など）をぶつけてしまうことが推測できる。被害生徒との人間関係では、仲の良い友達同士では単なるふざけであり、遊びの1つと位置づけられるが、友達関係にない生徒にとっては苦痛である。更に、相手に対して嫌悪感を示してもなお同じことが繰り返されるとなると、大きなストレスとなる。

## 2 生徒が不登校に至った、いじめとの因果関係について

被害生徒がこの間に加害生徒から受けた苦痛感を誰にも訴えようとしなかった理由は、学校不信が大きいと考えられる。様々なつらい体験が今回のいじめ体験の被害感や苦痛感を拡大させた可能性はあると考えられる。被害生徒の精神的な苦痛を和らげる働きかけをしてからでないと、いたずらに被害生徒の苦痛を長引かせることになる。この意味では、いじめ発覚後の被害生徒の不登校も、いじめという体験から引き起こされる身体的、精神的な苦痛が引き起こしているものと考えられる。

## 3 本件発生に至るまでの学校等の対応について

### (1) 教育相談の問題

2022（令和4）年6月の教育相談では、被害生徒が期待していた反応は無く、自分の悩みを聞いてもらえなかったことから、強い学校不信を感じたことが認められる。被害生徒のサインにもっと注意が向いていたら、被害生徒の話を深刻なものとして聞くことが可能であったのではないかとも思える。学校のアセスメント体制・能力には課題があるものとする。

### (2) 事実確認の不十分さの問題

本件では、被害生徒の保護者から学校にいじめ被害の申告があったから以降、被害生徒本人から直接いやがらせの詳細を聞く機会が学校にはなかった。そのため、当委員会が被害生徒から直接聞く機会に初めて明らかとなった事実もあった。加害生徒が行った嫌がらせ或いはいじめの実態をあいまいにしたままの状態に加害生徒の反省を具体化するの難しいと思われるが、実際には、あいまいなままに事態が進んでしまっていた。担任は、

よく加害生徒の特徴を理解していたが、加害生徒の事実の確認は、なるべく急いで記憶の劣化を防ぎ、本人が嫌がらせと考えていない行為にも目を向けて、丁寧に聞き取りをするという方針が望ましいと言えた。事実の確認に関しても、生徒の特徴を把握・検討してどのようなアプローチが適切なのかを、いじめ対策委員会で協議することが必要である。

### **(3) 3月23日及び25日の場の持ち方の問題**

3月21日、被害生徒の保護者から学校にいじめ被害の申告があったので、学校は、同月22日被害生徒側から被害内容の聞き取りをし、翌日、加害生徒が大筋被害生徒側の主張を認めたこと、被害生徒の保護者が加害生徒やその保護者から意思確認をしたいと求めたことから、同月23日夜、謝罪の場を設定した。加害生徒側も謝罪の意を表明していることから、この話し合いは即座に実行するのが相当と、学校のいじめ対策委員会(以下、単に「対策委員会」という。)が判断したものと考えられる。ただ、この謝罪の場には加害生徒本人が出席することになっていた。謝罪の場になれば、被害生徒の両親から加害生徒に対して、嫌がらせの内容や真摯な反省の気持ち、今後の取り組みまで、詳細に聞かれることは容易に想像できる。しかし、このような質問に加害生徒が対処できるかどうかの検討がなされた様子はなく、当年度の間に解決して新学年を迎えることに拘ったためか、或いは、日常的にある生徒指導の範疇で推移するものと即断したため、この謝罪の場が、双方の保護者間に強い不信感を根付かせる結果となってしまったといえる。

### **(4) 被害者への身体面および精神面への支援の遅れの問題**

不登校の深刻なケースに対しては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなども加えてアセスメントすべきということが一般的に言われているが、このような作業が遅れ、被害生徒の健康面を見逃したまま推移したことで、被害生徒の早退や不登校が続くこととなったのではないかと思える。

## **4 学校及び教育委員会が、今後行うべき対応と再発防止についての提言**

### **(1) 小中連携の強化と、教育相談体制の充実**

中学校で教育相談前に「学校生活アンケート」を実施しているのは、生徒の困り感に気づくための良い方策である。しかし、せつかくの情報も、これを活かすための方策を教師側が持っていないと、役に立たないことになる。特に1年生の場合は、入学後の教室の様子、友人関係、活動性、学業面などに加え、小学校からの引継ぎ内容をしっかり頭に入れて生徒の話聞かなければ、生徒からの信頼を簡単に失ってしまう事態も起こり得る。そのためにも、小中連携のなお一層の強化が必要であり、気になる生徒の情報を共有することが大切である。なお、「生徒指導提要」には、生徒に関して持っている様々な情報から、何を注意するのか、どうやって生徒の困り感を引き出すかについて、校内研修が必要であるとの指摘がなされてお

り、十分な研修を踏まえた上での実践を心掛けることが必要である。

## (2) いじめ対策委員会のメンバーについて

学校設置のいじめ防止対策委員会の構成メンバーには、いじめ教育相談主任や養護教諭、スクールカウンセラーなども含まれている。被害生徒が、体調不良を訴え、簡単に登校できない状況があるとしたら、健康面での不調の程度はどうか、どのような理由があるのか、どのような対策が適当なのかを検討するのにこのようなメンバーの参加は必要であろう。本年4月以降の被害生徒の不登校について、どのように理解したらいいのかわからない状況が続いていたので、このようなときには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの派遣を求めることもできたはずである。心理・身体面で困難を抱えていそうな生徒に関しての校内連携は、多角的な側面から事案を検討するために人材を集め、アセスメントをしっかりと実施していくことが必要である。「生徒指導と教育相談が一体となったチーム支援」によるアセスメントを現場で定着させる努力を続けるべきである。

## (3) 被害生徒支援としての加害生徒への指導ないし支援

被害生徒が自分の苦痛感を乗り越えていくためには、加害生徒の今回の出来事に対する反省と、被害生徒にその反省の意がきちんと伝わる工夫が大事になる。被害生徒の学校不信には根深いものがあり、学校自身も誠意を示す努力を怠らないことが肝要である。被害生徒の登校への不安や懸念を払しょくするためには、加害生徒の負担も考慮に入れながら、自分の行動の特徴を深く理解していくことが求められる。人間関係を良好に維持していくことが苦手な面があり、孤立しない方法なども学ぶことも望ましい。また、こういった学習によって加害生徒の言動が変わることが、ひいては被害生徒の安心感につながるものと思える。

## 【答申内容を踏まえた今後の学校及び市教育委員会の対策について】

### 1 A 中学校の生徒指導に対する対策について

#### (1) 初期対応の徹底

初期の段階で被害者や加害者に十分に聞き取りをし、事実確認の上、記録を整理するとともに、本人や保護者との共通理解のための説明ができるようにしておく。

#### (2) 本人が欠席を余儀なくされた期間の学習保障

学習保障の観点から本人の状況に配慮しつつ、欠席を余儀なくされた期間の学習保障については可能な限り行う。

#### (3) 生徒指導と教育相談が一体となったチームでの支援体制の充実

教師の組織対応や生徒指導の助言等、校内体制を整え、担当教師の支援を行う。教職員間の連携を充実させるために、報告・連絡・相談を常に行うとともに、会議等において管理職のリーダーシップのもと、共通認識をはかりながら共通理解・共通実践につなげる。

#### (4) 学校と家庭の連携の強化

学校での指導の方針が子どもの成長につながるよう、保護者にしっかりと説明して理解を得るとともに、協力を呼び掛け、学校と家庭との連携をより一層図る。

#### (5) 生徒への教育相談の充実

悩みを抱える生徒や気になる生徒について教育相談やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、訪問相談員等の活用を適切に行い、生徒の気持ちに寄り添いながら、心の安定を図る。

#### (6) ケース対応についての教職員研修の充実

様々なケースに対応できるよう、教職員の意識やスキルを向上させる研修の充実。

#### (7) 小中連携の強化

中学校の教職員が小学校から児童生徒情報を確実に引き継ぎ、学校・学年の教職員間で情報共有をする。

### 2 市教育委員会の対策について

#### (1) 月例報告の情報共有の強化

学校から報告される月例報告を複数の目でクロスチェックし、情報共有するとともに、よりきめ細かな改善策を考える。

**(2) 配慮を要する事案に対する指導助言**

不登校の日数が30日を超えるケースやいじめの解消確認に至らないケースは、被害者生徒への心的ケアや加害者生徒への指導の徹底を図るよう、ケース会議等に積極的に参画し指導強化する。

**(3) 組織対応に向けての周知徹底**

当該校に限らず、いじめ認知や組織対応、校内体制の構築について周知徹底を図る。

**(4) 小中連携の強化**

小中連携として中学校入学後に、小学校担任が中学校の様子を見て支援の継続を図るなど、小学校と中学校の連携を強化する。